

○ 高齢者虐待防止法の概略

(1) 高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法とは、平成 17 年 11 月の臨時国会で成立し、18 年 4 月からの施行された法律で正式名称は、「**高齢者の虐待防止・高齢者の養育者に対する支援等に対する法律**（以下「高齢者虐待防止法」という。）」といます。

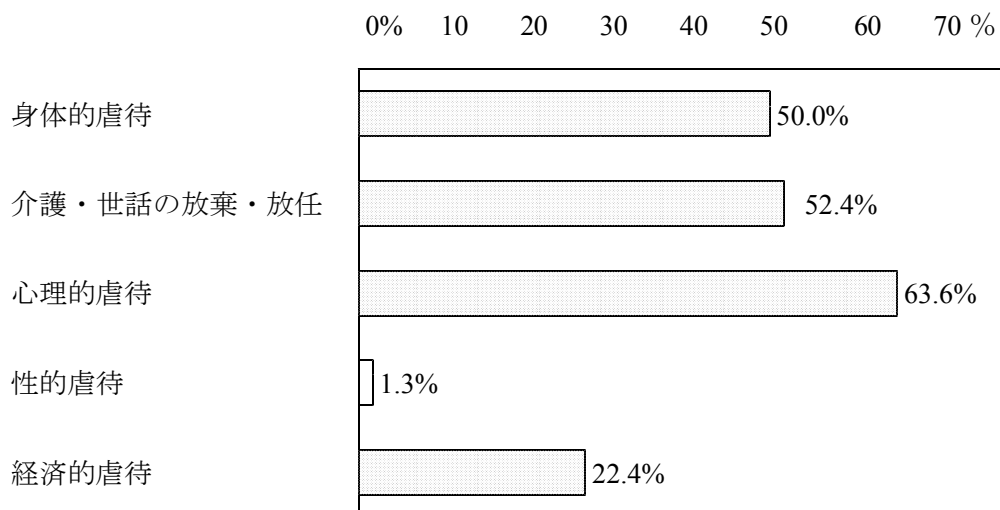
(2) 高齢者虐待防止法の特徴

この本法の特徴は、

- ① 虐待者を受けている者だけでなく虐待を行う者をも対象としたこと
 - ② 家族等を介護している者とサービス事業者（サービスに従事する者）も対象としたこと
 - ③ 居宅及び施設での虐待ともに対象としたこと、
 - ④ 行政のどこが対応するのか、また立ち入り調査ができるなど強行規定を設けたこと
 - ⑤ 緊急の場合に一時的に施設へ入所できる等の対応措置の明確化及びその対応窓口とし「地域包括支援センター」を位置づけたこと
 - ⑥ 市町村が第一義的に関わるなど市（区）町村の役割の明確化を図ったこと
- などです。家庭での介護を行う者からの虐待や、施設や通所介護や訪問介護等の居宅サービス提供者から受ける虐待がその対象となっていて、虐待の発見や発見した場合の対応等について定められています。

2 高齢者虐待の定義等

(1) 虐待の内容



（家庭内における高齢者虐待に関する調査／（財）医療経済研究機構 2004）

(2) 虐待の定義

虐待の定義は下の表の通りです。簡単そうに思えても、実際は虐待なのか、そうでないかの判断に迷うことも多いとおもいます。法律では次の五種類をいいます。

表－1 高齢者虐待の定義

| | |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①身体的虐待 (例)</p> | <p>高齢者の身体に外傷を生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させて、身体拘束、抑制をする等 |
| <p>②ネグレクト (介護の放棄・無視) (例)</p> | <p>高齢者を衰弱させるような減食、長時間の放置、虐待行為の放置世話の放棄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪がのび放題、皮膚が汚れている、 ・水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置する等劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する等 |
| <p>③心理的虐待 (例)</p> | <p>高齢者に対する暴言、拒絶的対応、その他心理的外傷を与える言動など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどして高齢者に恥をかかす ・怒鳴る、ののしる、悪口をいう ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等です。 |
| <p>④性的虐待 (例)</p> | <p>高齢者にわいせつ行為をすることまたは、わいせつ行為をさせること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する 等 |
| <p>⑤経済的虐待 (例)</p> | <p>高齢者の財産を不当に処分するなど、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等 |

※ 法2条第4項

○ 施設における虐待の定義

施設での虐待を考えると、「高齢者虐待防止法の定義に該当する虐待」と「身体拘束禁止」の二つの視点から見る必要があります。

(1) 施設における高齢者虐待

虐待の定義は下の表の通りです。簡単そうに思えても、実際は虐待なのか、そうでないかの判断に迷うことも多いとおもいます。法律では次の五種類をいいます。

表一 施設における高齢者虐待の定義（法2条第5項）

| | |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①身体的虐待 (例)</p> | <p>高齢者の身体に外傷を生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させて、身体拘束、抑制をする等 |
| <p>②ネグレクト (介護の放棄・無視) (例)</p> | <p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること 世話の放棄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が飲み放題、皮膚が汚れている、 ・水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ・室内の清掃を行わない等劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する等 |
| <p>③心理的虐待 (例)</p> | <p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動などをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどして高齢者に恥をかかす ・怒鳴る、ののしる、悪口をいう ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等です。 |
| <p>④性的虐待 (例)</p> | <p>高齢者にわいせつ行為をすること又は高齢者をしてわいせつ行為をさせること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する 等 |
| <p>⑤経済的虐待 (例)</p> | <p>高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等 |

○ 身体拘束の禁止（指定基準）

介護保険の施行と共に、身体拘束の禁止への取組が行われていますが、身体拘束の禁止（ゼロ）への取組はつぎのようなものです。

① 介護保険で想定する身体拘束とは、次のようなものを指します。

- ◇徘徊しないように、車いすやベッドに胴や手足をひも等で縛る
- ◇転落しないように、ベッドに胴や手足をひも等で縛る
- ◇自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ◇点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、手足をひも等で縛る。
- ◇点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ◇車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ◇立ち上がる能力のある人の立ち上りを妨げるようないすを使用する。
- ◇脱衣やおむつ外しを制限するため、介護衣（つなぎ）を着させる。
- ◇他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに胴や手足をひも等で縛る。
- ◇行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ◇自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

② やむを得ず身体拘束した場合の対応

やむを得ず身体拘束を行った場合の取り扱いは、指定基準で次のとおり定められています。常時身体拘束を行うことは、通常想定していません。

- ◇サービスの提供に当たっては、本人及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- ◇身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

③ 施設処遇の転換期

福祉サービスの処遇のあり方は、いま大きな転機を迎えています。

- ◇ 利用者の尊厳の確保、自立の支援の観点からのサービスの見直しが必要
- ◇ 身体拘束も、高齢者虐待の一種との認識が必要
- ◇ 高齢者虐待の起きる背景、身体拘束の起きる背景を考えて対応が必要です。

④ 具体的対応

【予防】

- ◇ 高齢者虐待、身体拘束についての認識の共有が必要、そのための研修等の実施
- ◇ 虐待等を行わなくて済むよう、仕事の工夫を行う
- ◇ 虐待等が起きた場合は、隠すのではなく、教材としてみんなで再発防止を議論できる体制をつくる。

【発生時の対応】

- ◇ 「ほう・れん・そう（報告・連絡・相談）」ができる体制の徹底
- ◇ 責任者への情報の集中と、改善に向けた取組
- ◇ 対応策の実施と記録、家族への報告、市役所への報告

◇ 改善状況の点検

(3) 虐待等についての職員間の共通認識の醸成

① 施設の虐待防止の前提として

施設での虐待は、身体拘束などと混在して発生する可能性があります。身体拘束はその多くは必要悪として行われているのではないのでしょうか。その取り扱いは、前ページのとおりですが、手が足りない中では仕方のない必要悪として職員に認識されているとすれば、それが高齢者虐待と指摘されても、なかなか改善には結びつきにくいと思われまます。

では、具体的にどうすれば、虐待をしない、身体拘束をしないサービス提供に結びつけていけるかが課題となります。

② 具体的取組への第一歩

施設の処遇は転換期にあります。個室化の推進、生活単位としての 10 人程度のユニット化の推進、お世話される存在から「自立性の尊重」、生活の回復、自己決定等の新しい処遇が施設に押し寄せてきています。

虐待防止とか、身体拘束の廃止という観点からの取組の前に、現在の施設処遇の改善への取組を始めることから、すべてが始まります。

現在のサービスの見直しを行い、少しでも利用者の暮らし方の改善方法について話し合い、小さなことでも実践していく。例えば、お年寄りが家族に当てて「手紙」を書くサポートをする、お年寄りの「特技」を探しあてて、披露してもらう、何でもできるところから、改善への一歩を踏み出す。そのような視点をもって行動すれば、お年寄りの目線から考え行動する習慣がつけば、お年寄りの生活を否定する虐待や身体拘束があれば、何とか改善へと向かうのではないのでしょうか。

③ 具体的取組－ 1

そその延長で、虐待や身体拘束について考える。できれば職員間の認識の共有化を図る。事例検討として、様々な虐待などの事例について検討する。どんな人が虐待されやすいのか、どんな場合に身体拘束されるのか、職場での実践から動き始めるのではないのでしょうか。

④ 具体的取組－ 2

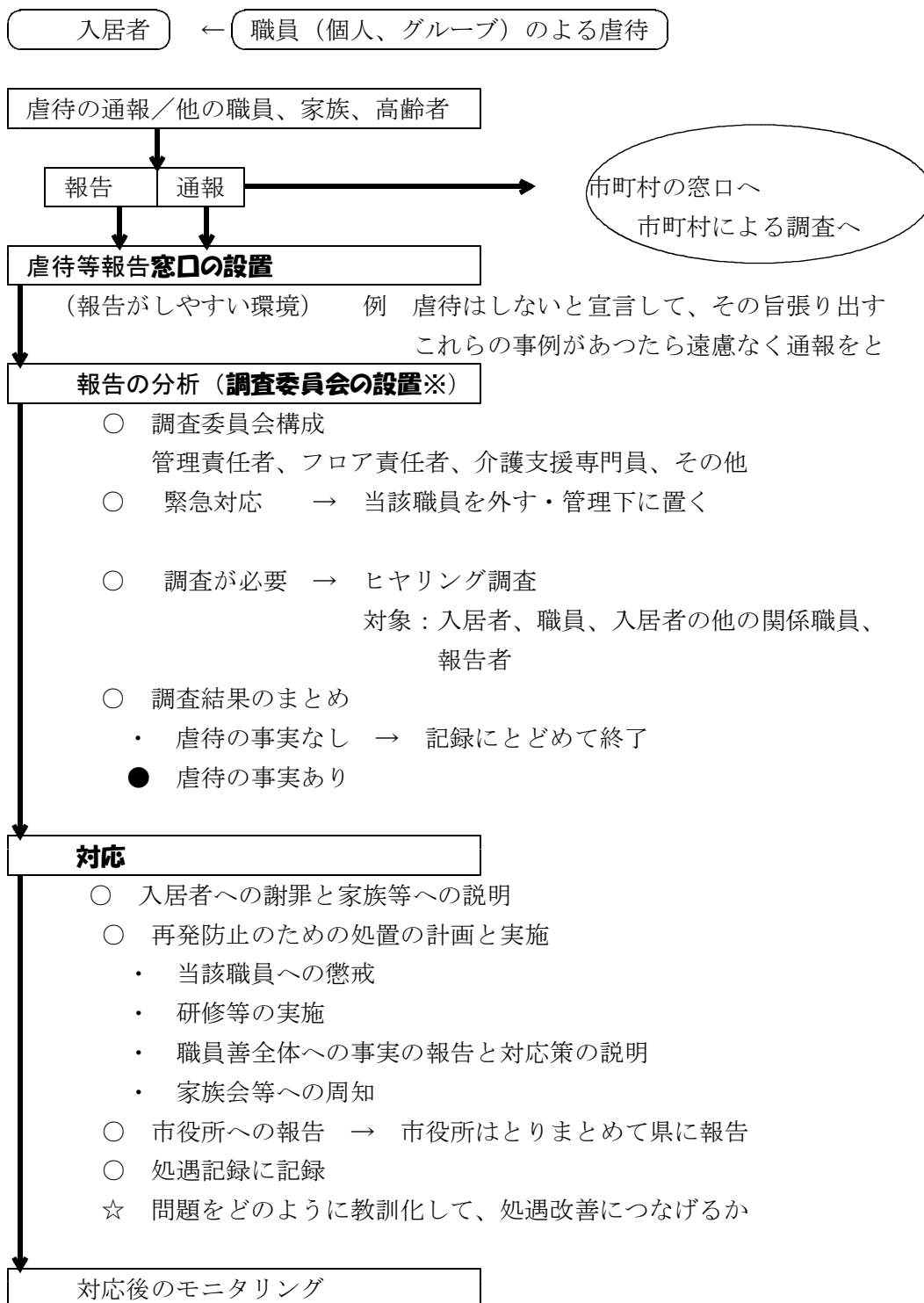
自主的取組が困難とすれば、施設監査での重点項目として高齢者虐待や身体拘束が注目されているので、とりあえず対応しなければならない、という理解でもやむを得ないと思われまます。

⑤ 研修会のメニュー実施

- ・ 虐待事例の報告（風通しをよくする、身近な話）
- ・ 虐待の対象となりやすい人についての意見交換
認知症等のために訴える力がない人
虐待と意識しない人
- ・ 業務をしやすい人についての意見交換
人手が足りないための「やむを得ない拘束」
 - ・ ・その他

(4) 施設における虐待対応の流れ図

組織対応（前提として虐待・身体拘束についての理解の共有化が図られていること
また、事例検討で、同種の事例に対応する検討を行っていること）が行われている前提
のもとに標準例は次の通りです。



○ 虐待のサイン例

虐待のサインとして、次のようなものがあります。複数の項目が当てはまると、疑いの度合いは深まります。このサインは例示ですから、この他にも様々なサインがあります。

◇ サイン一覧

《身体的暴力による虐待のサイン》

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|-----------------------------------|
| | 身体に小さなキズが頻繁にみられる。 |
| | 太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。 |
| | 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。 |
| | 頭、顔、頭皮等にキズがある。 |
| | 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。 |
| | 急におびえたり、恐ろしがったりする。 |
| | 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。 |
| | キズやあざの説明のつじつまが合わない。 |
| | 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。 |
| | 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。 |

《心理的障害を与える虐待のサイン》

| | |
|--|---------------------------------|
| | かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。 |
| | 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。 |
| | 身体を萎縮させる。 |
| | おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。 |
| | 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。 |
| | 自傷行為がみられる。 |
| | 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。 |

《性的暴力による虐待のサイン》

| | |
|--|-----------------------------------|
| | 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。 |
| | 肛門や性器からの出血やキズがみられる。 |
| | 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 |
| | 急に怯えたり、恐ろしがったりする。 |
| | ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。 |
| | 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。 |
| | 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。 |
| | 睡眠障害がある。 |

《経済的虐待のサイン》

| | |
|--|--------------------------------------|
| | 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。 |
| | 自由に使えるお金がないと訴える。 |
| | 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。 |
| | お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。 |
| | 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。 |
| | 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。 |

《介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待（自己放任含む）のサイン》

| |
|-----------------------------------|
| 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。 |
| 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。 |
| 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。 |
| 汚れたままの下着を身につけるようになる。 |
| かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。 |
| 身体からかなりの異臭がするようになってきている。 |
| 適度な食事を準備されていない。 |
| 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。 |
| 栄養失調の状態にある。 |
| 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。 |

《家族の状況に見られるサイン》

| |
|---------------------------------------|
| 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。 |
| 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。 |
| 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。 |
| 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。 |
| 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。 |
| 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。 |
| 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。 |

《地域からのサイン》

| |
|----------------------------------------------------------------|
| 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。 |
| 昼間でも雨戸が閉まっている。 |
| 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。 |
| 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。 |
| 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。 |
| 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。 |
| 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。 |
| 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。 |
| 配食サービス等の食事がとられていない。 |
| 薬や届けた物が放置されている。 |
| 道路に座り込んでいたり、徘徊している。 |

《その他のサイン》

| |
|---------------------------|
| 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。 |
| 体重が不自然に増えたり、減ったりする。 |
| ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。 |
| 睡眠障害がみられる。 |

※ 東京都世田谷区・虐待マニュアルから